

(平成25年6月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

関東（栃木）厚生年金 事案 7563

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月20日から同年9月1日まで
A社に入社し、B工場に転勤したが、退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された従業員名簿及び複数の同僚の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年9月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月20日から同年9月1日まで
昭和43年8月にA社に入社し、45年10月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された従業員名簿及び複数の同僚の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年9月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7565

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

申立期間当時には事業所の名称が変更になっただけで、就業場所も業務内容も変わっておらず、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の回答により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社から関連会社のB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7566

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

申立期間当時には事業所の名称が変更になっただけで、就業場所も業務内容も変わっておらず、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社から関連会社のB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7567

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

申立期間当時には事業所の名称が変更になっただけで、就業場所も業務内容も変わっておらず、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社から関連会社のB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7568

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を平成16年8月2日は5万円、同年12月27日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月2日
② 平成16年12月27日

A社に勤務した期間において、平成16年夏期及び冬期の賞与を受けていたが、申立期間の標準賞与額が厚生年金保険の被保険者記録から欠落しているため、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成16年度冬期賞与の賞与支払明細書及び預金通帳の写し並びに複数の同僚から提出された賞与支払明細書及び平成16年夏期賞与支給基準から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、平成16年夏期賞与支給基準で確認できる賞与額から5万円に、申立期間②に

係る標準賞与額については、平成 16 年度冬期賞与の賞与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から 24 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答を得ることができず、そのほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7569

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月1日から同年7月1日まで
D社及びA社に勤務した期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間はA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社C事業所の回答から、申立人が申立てに係るグループ企業に継続して勤務し（昭和49年6月1日にD社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社C事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている資格取得年月日が昭和49年7月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7575

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和50年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月21日から同年9月1日まで

私は、A社に、昭和50年4月1日に入社し、平成12年5月20日に退職するまで途切れることなく勤務を続けており、昭和50年8月21日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が途切れているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員台帳、辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業所の担当者が、申立人は、昭和50年8月時点において、A社B工場に勤務していたと証言していることから、同年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7576

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、申立期間①は20万円、申立期間②は39万1,000円、申立期間③は7万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月23日
② 平成18年12月11日
③ 平成20年7月25日

年金記録を確認したところ、A社から支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は20万円、申立期間②は39万1,000円、申立期間③は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7577

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、申立期間①は18万円、申立期間②は36万2,000円、申立期間③は4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 23 日
② 平成 18 年 12 月 11 日
③ 平成 20 年 7 月 25 日

年金記録を確認したところ、A社から支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、会計事務所が提出した総勘定元帳、源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表、同僚の賞与支給明細書及び事業主の回答から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万円、申立期間②は36万2,000円、申立期間③は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付

義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、申立期間①は10万円、申立期間②は7万9,000円、申立期間③は2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月23日
② 平成18年12月11日
③ 平成20年7月25日

年金記録を確認したところ、A社から支払われた申立期間の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、会計事務所が提出した総勘定元帳、源泉徴収簿、賞与支給控除一覧表、同僚の賞与支給明細書及び事業主の回答から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②は7万9,000円、申立期間③は2万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の事業主による納付

義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から28年12月頃まで
昭和26年10月1日にA事業所に入社し、28年12月頃まで勤務したが、申立期間の記録が無い。申立期間も厚生年金保険料を控除されていたと思うので、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和28年4月1日にA事業所（適用事業所名は、B事業所）に入社した同僚が、入社時に申立人が当該事業所に勤務していたと供述していることから、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日は昭和26年11月1日と記録されており、オンライン記録と一致している上、当該事業所は、56年4月1日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該被保険者名簿により、B事業所が適用事業所となった昭和26年10月1日に被保険者資格を取得した40人のうち39人は、申立人と同様に同年11月1日に資格喪失していることが確認できることから、このうち連絡先の確認できた8人に申立期間の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、3人から回答があり、このうち1人は、勤務した期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致していないと回答しているものの、保険料控除について確認できる給与明細書等は保管しておらず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の申立期間にお

ける給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7571

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 46 年 8 月 27 日まで
年金記録によると、A社に係る厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金として受給したことになっているが、受け取った記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書は、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものであるが、申立人は当該通知書を所持しており、これが申立人に送付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、B年金事務所が保管する脱退手当金裁定請求書には、申立人の記名押印がなされていること、退職所得申告書には脱退手当金が支給決定された当時の住所地に加え、その年の1月1日現在の住所地が記載されていること、及び脱退手当金支給計算書の領収欄に申立人の記名押印がなされていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7572

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年3月24日から同年11月21日まで
② 昭和25年7月7日から30年3月10日まで
年金記録によると、A事業所に係る厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金として受給したことになっているが、受け取った記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給された記録（昭和30年7月29日資格調査済みの記載、資格期間、平均標準報酬月額、支給金額、支給年月日及び根拠条文を示す「法第69条」の記載）が確認でき、オンライン記録とも一致している。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和30年8月15日に支給決定されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は、通算年金制度創設前であり、厚生年金保険被保険者期間が20年以上無ければ老齢年金を受給できなかったところ、A事業所を退職後、昭和36年5月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、その当時において脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえず、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（山梨）厚生年金 事案 7573

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
国の記録では、A社（現在は、B社。以下「事業所」という。）における厚生年金保険資格喪失日が平成 6 年 10 月 31 日となっているが、同年 10 月分の給与支給明細書からは、厚生年金保険料が控除されている。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所に係る平成 6 年 10 月分の給与支給明細書を提出しており、当該給与明細書からは、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」（以下「資格喪失通知書」という。）の資格喪失年月日には、オンライン記録と同じ平成 6 年 10 月 31 日と記載されており、備考欄には「退職 6 年 10 月 30 日」と記載されていることが確認できる。

なお、事業所は、「申立人の退職日の分かる資料は保存していないが、資格喪失通知書記載どおりの退職日であると考え。」旨回答している。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している同僚は、「申立人のほうが自分より少し早く退職した。」と証言しており、この証言は申立人の証言と合致しているほか、申立人が記憶する他の同僚からは、申立人の退職日について具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人の給与支給明細書から申立期間と同じ実日数 31 日の月の出勤日数を検証したところ、平成 6 年 1 月は 26 日、同年 5 月は 26 日、同年 7 月は 27 日であり、申立期間の 10 月のみが 24 日とほかの月より出勤日数が少ないことがうかがえるところ、このことについて当時の上司は「一月に

4日ないし5日の休みが与えられていた。」とし、申立人も「申立期間当時は、一週間に1日の休みが与えられていた。」と証言しているほか、有給休暇取得について、申立人は、「有給休暇を取得した記憶が無い。」と証言している上、前述の上司は、「当時は、自分も含め誰も有給休暇を取得していない。」と回答していることから、申立人が6年10月31日まで事業所に勤務していたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成6年10月分の給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていることは確認できるが、申立期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できないことから厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7574

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 51 年 6 月から同年 7 月まで
③ 昭和 56 年 3 月から同年 10 月まで
④ 昭和 56 年 10 月から 57 年 4 月まで
⑤ 昭和 57 年 5 月

年金事務所の記録によると、A 県で働いていた申立期間①の B 事業所 C 店と申立期間②の D 事業所、E 市で働いていた申立期間③の F 事業所、申立期間④の G 事業所及び申立期間⑤の H 事業所での厚生年金保険の記録が無い。調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したとする B 事業所 C 店を経営する I 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録によれば、昭和 54 年 1 月 1 日であることから、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所が適用事業所となった当時に被保険者記録のある同僚に照会したところ、申立人を知っていると回答した者はおらず、当時の事業主は申立期間当時のことは不明としていることから、勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、J 社は、傘下の K 社（平成 12 年に L 社に名称変更）が、D 事業所を経営したとしているが、オンライン記録によれば厚生年金保険の適用事業所となったのは、J 社が平成 4 年 6 月 17 日、K 社が 10 年 3 月 11 日であり、共に申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は当時の同僚の名前を覚えていない上、J社は、L社の事業を平成19年10月にM社に譲渡し申立期間当時のことは不明と回答しており、M社も申立期間当時の資料は残っておらず不明と回答していることから、勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、N市に本社のあるO商品の販売会社F事業所のE支店に勤務したとしているが、P県で申立人の供述に合致する事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、商業登記簿謄本においても申立人の供述に合致する事業所名は確認できない。

また、申立人は、F事業所はQ大学R学部で開発されたO商品を販売する会社であったとしていることから、Q大学R学部と同大学で開発されたO商品について問い合わせたところ、同大学R学系事務部は不明と回答している。

さらに、申立人は当該事業所を倒産により退職したとしているが、事業主及び当時の同僚の所在地は不明であることから、勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人は、N市に本社のあるS商品販売会社G事業所のE支店に勤務したとしているが、P県で申立人の供述に合致する事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、商業登記簿謄本においても申立人の供述に合致する事業所名は確認できない。

また、申立人は当該事業所を倒産により退職したとしているが、事業主及び当時の同僚の所在地は不明であることから、勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は、N市に本社のあるT事業「H事業所」又は「U事業所」のE市内の店に勤務したとしているが、P県で申立人の供述に合致する事業所名の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、商業登記簿謄本においても申立人の供述に合致する事業所名は確認できない。

また、現在、U事業所を経営するV社は、「申立人はフランチャイズ契約に基づく加盟会社の従業員の可能性はある。」と回答しているが、申立人は、勤務していた店名以外は不明としており、事業主及び当時の同僚の所在地も不明であることから、勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間①から⑤までの期間について、申立人の雇用保険の記録を確認することができない上、申立期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までの期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。